

核燃料取扱主任者試験 法令問題の傾向

原子力基本法	42	41	40	39	38	37	内容
第1条	①				①		目的
第2条	①	①	①	①		①	基本方針
第3条				①			定義
第4条				①			設置
第5条				①			任務

炉規制法	42	41	40	39	38	37	内容
第1条	①			①			目的
第2条	①						定義
第12条の2					①		核物質防護規定
第12条の6					⑤		事業の廃止に伴う措置
第14条		①					許可の基準
第16条の2		①					設計及び工事の方法の認可
第16条の3		①					使用前検査
第16条の5		①					施設定期検査
第21条		①					記録
第21条の2		②					保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置
第22条		①	①				保安規定
第22条の2		①	①				核燃料取扱主任者
第22条の8		④			⑤		事業の廃止に伴う措置
第43条の16					③		許可の取消し等
第43条の22				③			使用済燃料取扱主任者
第43条の23				③			使用済燃料取扱主任者の義務等
第43条の24				③			使用済燃料取扱主任者の解任命令
第44条の2				③			指定の基準
第50条				③			保安規定
第51条の2			④				事業の許可
第51条の7			④				設計及び工事の方法の認可
第51条の24の2			④				坑道の閉鎖に伴う措置
第58条					③		廃棄に関する確認等
第59条	⑤	⑤			③		運搬に関する確認等
第61条の2		④		④	⑤		放射能濃度についての確認等
第68条の3					①		秘密保持義務
第79条					③		罰金

加工規則	42	41	40	39	38	37	内容
第1条			①				定義
第2条						④	事業の許可の申請
第3条の6					②		使用前検査の実施
第3条の6の2					②		性能の技術上の基準
第7条	③				④	③	記録
第7条の4		②					巡視及び点検
第7条の4の2		②					施設定期検査
第7条の5		②				②	設備の操作
第7条の7				②			貯蔵
第7条の8				④	④	④	工場又は事業所内の廃棄
第7条の8の2					②		定期的な評価
第8条				②			保安規定
第9条の10	④						廃止措置の終了確認の基準
第9条の16			②				事故故障等の報告
第9条の17			②				危険時の措置

再処理規則	42	41	40	39	38	37	内容
第1条	①						定義
第6条の2		③					技術上の基準
第8条の3						②	品質保証
第8条の8						②	保安活動の評価
第8条の9						②	保安活動の改善
第9条		③					管理区域への立入制限等
第11条						③	巡視及び点検
第12条						③	施設定期自主検査
第12条の2		③					初期消火活動のための体制の整備
第13条			③				設備の操作
第15条			③				貯蔵
第17条	②						保安規定
第20条						③	危険時の措置
第21条	②					①	報告の徴収

外運搬規則	42	41	40	39	38	37	内容
第1条				⑤			
第3条		⑤	⑤	⑤		⑤	運搬
第4条	⑤	⑤	⑤		③		L型輸送物
第5条	⑤	⑤	⑤				A型輸送物
第6条	⑤	⑤	⑤				BM型輸送物
第8条						⑤	IP-1型輸送物
第11条		⑤					技術上の基準
第12条		⑤					六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物の技術上の基準
第18条		⑤					確認を要する核燃料物質等
第26条	⑤						危険時の措置

管理規則	42	41	40	39	38	37	内容
第33条		④	④				事業所内の廃棄

外運搬告示	42	41	40	39	38	37	内容
第9条			⑤	⑤			主務大臣の定める表面密度限度
第15条			⑤				主務大臣の定める量の漏えい量
第17条			⑤				主務大臣の定める量の漏えい量
第28条	⑤	⑤			③		主務大臣の定める量の六ふつ化ウラン
別記第5	⑤	⑤					

放射能濃度確認規則(経)	42	41	40	39	38	37	内容
第6条	④						測定及び評価の方法の認可の基準

第二種埋設規則	42	41	40	39	38	37	内容
第6条				④			廃棄物埋設施設等の技術上の基準

外廃棄規則	42	41	40	39	38	37	内容
第2条						④	保安のための必要な措置等

車両運搬規則	42	41	40	39	38	37	内容
第6条						⑤	混載制限
第11条						⑤	車両に係る線量当量率等